

令和元年度 川崎市立小・中学校における 児童生徒の問題行動・不登校等の状況調査結果

この調査結果は、「令和元年度 神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」（以下 神奈川県の調査）における本市の状況をまとめたものです。

1. 概要・・・・・・・・・・	1
2. 暴力行為の状況・・・・	3
3. いじめの状況・・・・・・	6
4. 長期欠席の状況・・・・	12
5. 参考資料・・・・・・・・・・	16

令和2（2020）年11月17日
川崎市教育委員会

1. 概要

(1) 川崎市立小・中学校における暴力行為の概要

令和元年度の小学校における暴力行為は 129 件で、前年度から 6 件増加しています。また、中学校における暴力行為は 227 件で、前年度から 33 件増加しています。

暴力行為の形態別発生件数は、生徒間暴力が最も多く、小学校で 75 件、中学校で 140 件となっています。また、繰り返し暴力行為を起こす児童生徒（1 人で 5 件以上の暴力行為）は、小学校では 8 人で前年度から 4 人増加し、中学校では 6 人で前年度から 1 人増加しています。

小学校での暴力行為の発生件数は、国や県の調査でも年々増加しています。一方、中学校の暴力行為については 10 年間で見れば、減少傾向での経年変化と捉えることができるものの昨年度に比べ全ての形態別発生件数で増加しました。また、暴力行為の発生が多い学校に偏りがみられました。

今後、暴力行為に至る要因や背景の分析を進めるとともに、特に繰り返し暴力行為を行った児童生徒へのより良い指導の在り方について、学校と協議し、関係機関との連携を図りながら、暴力行為の減少に努めてまいります。

(2) 川崎市立小・中学校におけるいじめの概要

令和元年度の小学校におけるいじめの認知件数は 4,027 件で、前年度から 1,054 件増加しています。また、中学校における認知件数は 349 件で、前年度から 86 件増加しています。年度末におけるいじめの解消率（※）は、小・中学校の平均値が 73.8%で、前年度から 0.6 ポイント増加しています。

追跡調査の結果、今年度 7 月 20 日時点における、令和元年度に認知したいじめの解消率は、小・中学校の平均値が 97.7%でした。

「いじめは、どの学校でも、どのクラスにも、どの子にも起こり得る」という基本的な考えに立ち、いじめの未然防止を推進するとともに、いじめを積極的に認知し、いじめられている児童生徒の救済を最優先にした組織的に対応できる各学校の体制づくりへの支援に努めてまいります。

なお、本市では毎年 6 月から 7 月末までの任意の 1 ヶ月間を、児童生徒指導点検強化月間として全市立学校で教育相談やアンケート調査等を行い、いじめ防止等の取組を継続して進めています。さらに、平成 28 年度に本市で発生したいじめ重大事態につきまして、「いじめ問題・専門調査委員会」からの提言を踏まえ、平成 30 年 2 月に市立学校の全教職員を対象にいじめ防止のための冊子を作成し、毎年度、いじめについての校内研修の実施を依頼するとともに、初任者研修等にも配布して、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、組織的な対応の実践力が身につくよう活用しています。

今後も、児童生徒が安心・安全に学校生活が送れるように、教職員のいじめに関する感度を高めていきたいと考えています。

※ 「いじめの解消率」

平成 27 年度調査までは、いじめの認知件数のうち、年度内に「解消しているもの」と「一定の解消が図られたが、継続支援中」を合わせた件数が占める割合を「いじめの改善率」としていたが、平成 28 年度文部科学省調査にて「解消しているもの」の定義が明確に示されるとともに、「一定の解消が図られたが、継続支援中」の回答項目が削除されるなど調査項目が変更されたため、「解消しているもの」が占める割合を「いじめ解消率」とした。

（３）川崎市立小・中学校における長期欠席の概要

令和元年度の小学校の長期欠席児童数は 1,009 人であり、そのうち不登校児童数は 700 人で、前年度から 171 人増加し、不登校児童数の 1,000 人あたりの出現数は 9.4 人で、前年度から 2.2 人増加しています。また、中学校の長期欠席生徒数は 1,616 人であり、そのうち不登校生徒数は 1,389 人で、前年度から 51 人増加し、不登校生徒数の 1,000 人あたりの出現数は 47.6 人で、前年度から 1.4 人増加しています。

不登校の要因の主たるものとして、「本人に係る状況」においては「無気力、不安」が最も多く、「学校に係る状況」においては小・中学校ともに「いじめを除く友人関係をめぐる問題」、続いて「学業の不振」となっています。

不登校の要因は、多様であり複合的な場合も少なくありません。各学校が不登校傾向の見られる児童生徒一人ひとりに寄り添った登校支援を行い、全ての児童生徒が安心して学べる学校づくりの推進に努めてまいります。

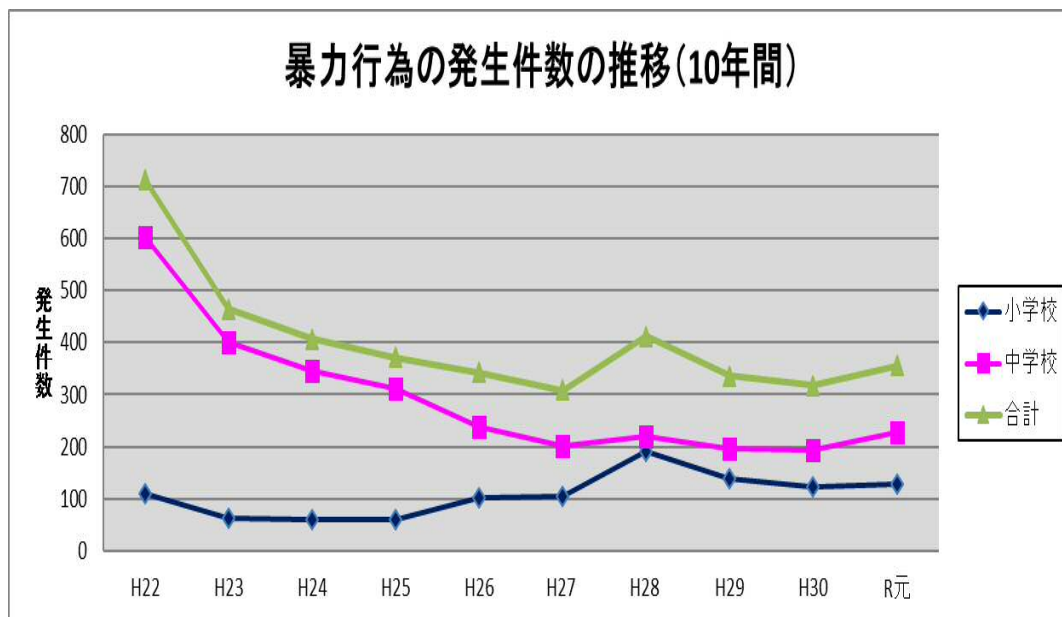
＜調査対象＞ 川崎市立小学校：114 校、川崎市立中学校：52 校

2. 川崎市立小・中学校における暴力行為の状況

(1) 暴力行為の発生件数の推移（5年間）

		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
小学校	発生件数	106	191	140	123	129
	1000 人あたり	1.5	2.6	1.9	1.7	1.7
中学校	発生件数	202	221	196	194	227
	1000 人あたり	6.9	7.6	6.7	6.7	7.8
計	発生件数	308	412	336	317	356
	1000 人あたり	3.0	4.1	3.3	3.1	3.4

「1000 人あたり」とは、1000 人あたりの出現数を表しています。



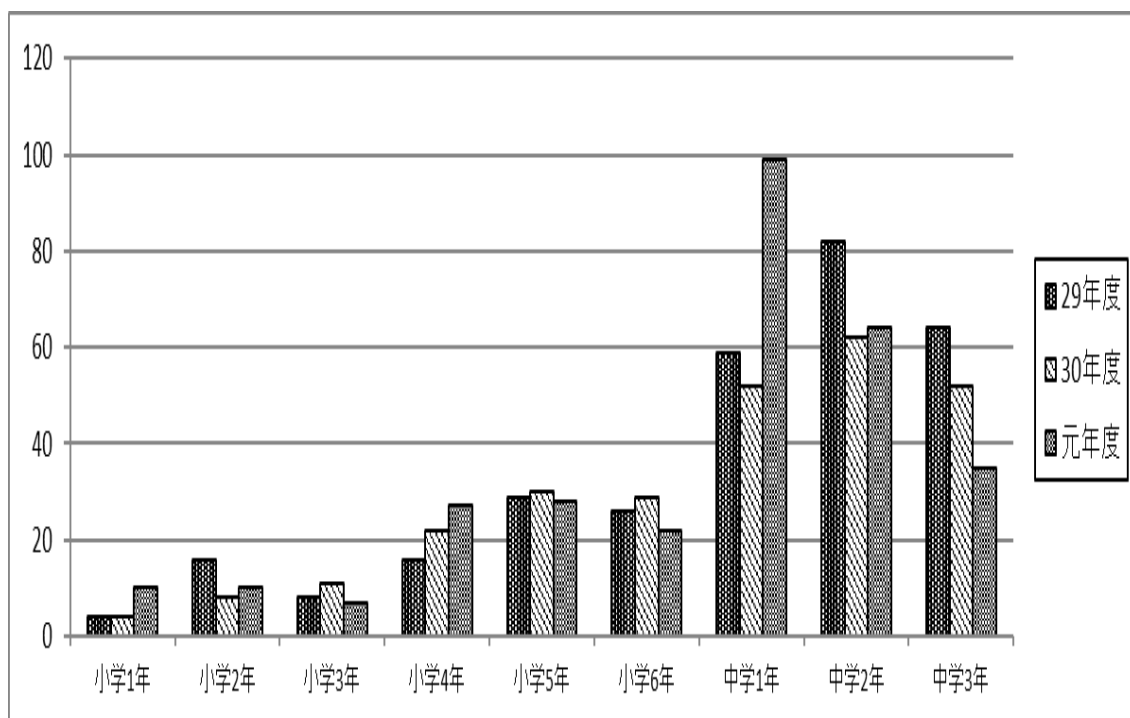
(2) 暴力行為の形態別発生件数の推移（5年間）

	形態	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
小学校	対教師暴力	14	41	17	23	34
	生徒間暴力	62	105	95	60	75
	対人暴力	3	6	3	13	2
	器物損壊	27	39	25	27	18
	合計	106	191	140	123	129
中学校	対教師暴力	15	26	34	32	38
	生徒間暴力	152	124	112	124	140
	対人暴力	8	17	13	3	6
	器物損壊	27	54	37	35	43
	合計	202	221	196	194	227

暴力行為の定義と各形態の凡例は、5 ページをご覧ください。

(3) 学年別加害児童生徒数の推移 (3年間)

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	小計	中1	中2	中3	小計
29年度	4	16	8	16	29	26	99	59	82	64	205
30年度	4	8	11	22	30	29	104	52	62	52	166
令和元年度	10	10	7	27	28	22	104	99	64	35	198



(4) 繰り返し暴力行為を起こした児童生徒の推移 (5年間)

	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
小学校	2	6	6	4	8
中学校	2	4	2	5	6

1人が5件以上暴力行為を起こした人数

◆ 神奈川県調査による「暴力行為」の定義等

「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、次の四形態に分類し調査している。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外としている。

- ①「**対教師暴力**」（教師に限らず、用務員等の学校職員を含む）の例
 - ・指導されたことに激昂して教師の足を蹴った ・教師の胸倉をつかんだ
 - ・教師の腕をカッターナイフで切りつけた ・養護教諭めがけて椅子を投げつけた
 - ・定期的に来校する教育相談員を殴った ・その他、教職員に暴行を加えた
- ②「**生徒間暴力**」（何らかの人間関係がある児童生徒同士に限る）の例
 - ・同じ学校の生徒同士がけんかとなり、双方が相手を殴った
 - ・部活動中に、上級生が下級生に対し、指導と称して清掃道具で叩いた
 - ・遊びやふざけを装って、特定の生徒の首をしめた
 - ・双方が顔見知りで別々の学校に在籍する生徒同士が口論となり、けがには至らなかったが、身体を突き飛ばすなどした
 - ・その他、何らかの人間関係がある児童生徒に対して暴行を加えた
- ③「**対人暴力**」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く）の例
 - ・学校行事に来賓として招かれた地域住民を足蹴りをした
 - ・偶然通りかかった他校の見知らぬ生徒と口論になり、殴ったり蹴ったりした
 - ・登下校中に、通行人にけがを負わせた
 - ・その他、他者（対教師及び生徒間暴力の対象者を除く）に対して暴行を加えた
- ④「**器物損壊**」（学校の施設・設備等の損壊）の例
 - ・教室の窓ガラスを故意に割った ・トイレのドアを故意に壊した
 - ・補修を要する落書きをした ・学校で飼育している動物を故意に傷つけた
 - ・学校備品（カーテン、掃除道具等）を故意に壊した
 - ・他人の私物を故意に壊した
 - ・その他、学校の施設・設備等を故意に壊した

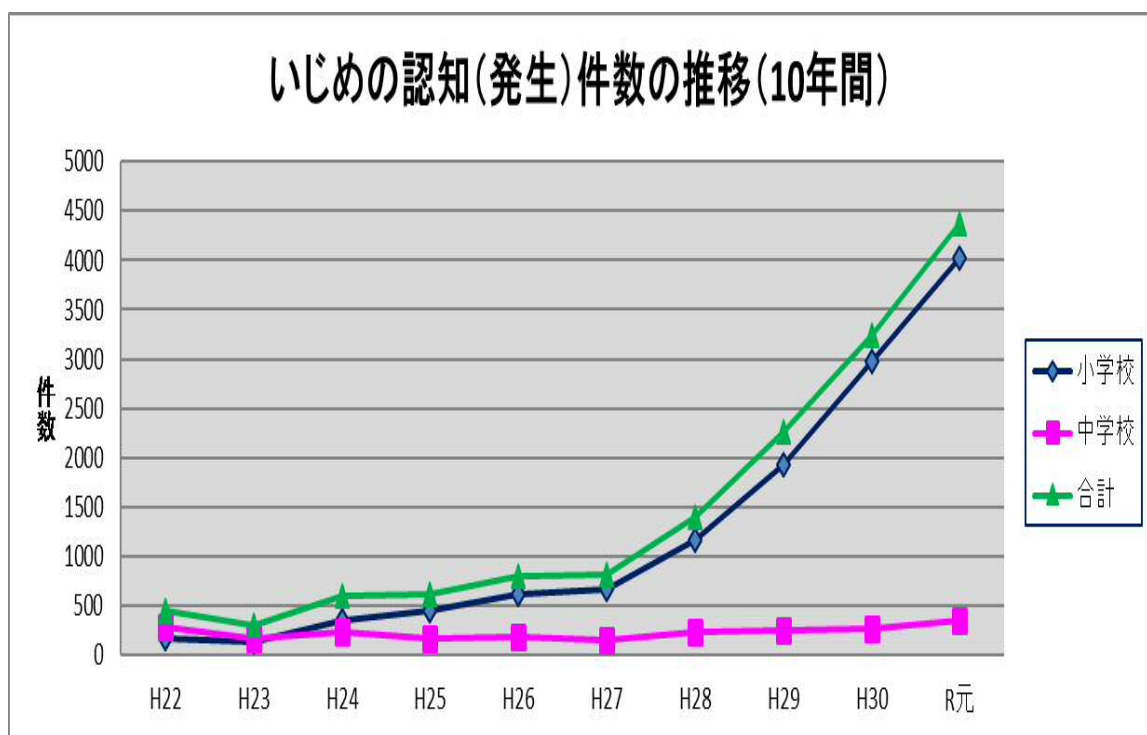
なお、調査においては、例に掲げているような行為と同等か又はこれらを上回るようなものを全て調査対象としている。

3. 川崎市立小・中学校におけるいじめの状況

(1) いじめの認知（発生）件数の推移（5年間）

		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
小学校	認知件数	661	1,165	1,923	2,973	4,027
	1000 人あたり	9.2	16.1	26.4	40.3	54.2
中学校	認知件数	147	231	253	263	349
	1000 人あたり	5.0	7.9	8.6	9.1	12.0
計	認知件数	808	1,396	2,176	3,236	4,376
	1000 人あたり	8.0	13.7	21.3	31.5	42.3

「1000 人あたり」とは、1000 人あたりの出現数を表しています。



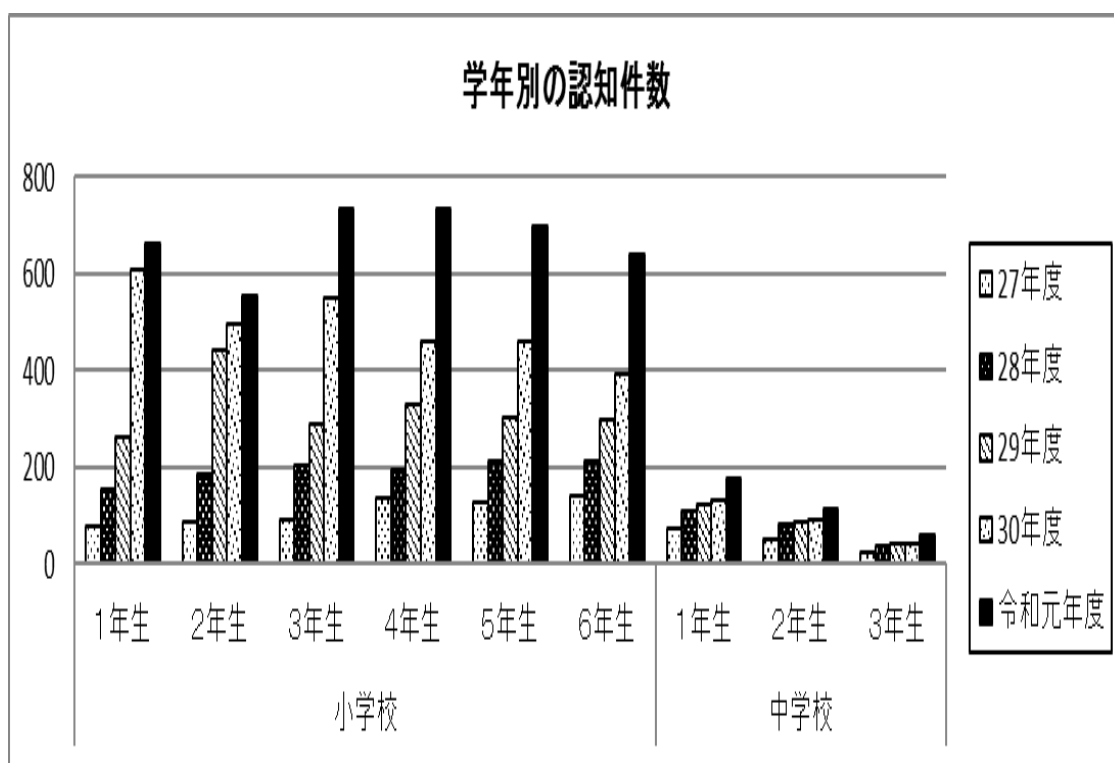
平成 25 年度に「いじめ」に定義が変更されています。具体的には、11 ページをご覧ください。

(2) いじめの男女別認知（発生）件数の推移（5年間）

	小学校		中学校	
	男子	女子	男子	女子
27年度	391	270	100	47
28年度	744	421	139	92
29年度	1,199	724	148	105
30年度	1,807	1,166	139	124
令和元年度	2,507	1,520	179	170

(3) いじめの学年別認知件数（5年間）

年度	小学校							中学校				合計
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計	1年生	2年生	3年生	計	
27年度	78	88	90	138	127	140	661	75	49	23	147	808
28年度	156	186	205	193	213	212	1,165	111	84	36	231	1,396
29年度	264	442	290	329	301	297	1,923	125	87	41	253	2,176
30年度	611	498	551	460	462	391	2,973	130	92	41	263	3,236
元年度	665	556	733	733	700	640	4,027	177	113	59	349	4,376



(4) いじめの態様別認知件数

項 目 (※)	30 年度		令和元年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。	1,654	162	2,056	233
仲間はずれ、集団による無視をされる。	314	40	501	35
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	516	17	934	22
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	102	5	147	9
金品をたかられる。	7	7	12	1
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	195	13	281	22
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	258	20	266	22
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。	45	61	65	73
その他	116	2	64	2

※神奈川県調査項目の原文のままで、複数回答です。

(5) いじめの発見のきっかけ

項 目 (※)		30 年度		令和元年度	
		小学校	中学校	小学校	中学校
学校の教職員等が発見		1,310	84	2,088	65
内 訳	学級担任が発見	405	42	690	36
	学級担任以外の教職員が発見 (養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く)	23	25	66	16
	養護教諭が発見	3	5	10	0
	スクールカウンセラー等の外部の相談員が発見	0	2	0	2
	アンケート調査など学校の取組により発見	879	10	1,322	11
学校の教職員以外からの情報により発見		1,663	179	1,939	284
内 訳	本人からの訴え	1,032	92	1,040	162
	児童生徒(本人)の保護者からの訴え	411	58	572	94
	児童生徒(本人を除く)からの情報	141	21	259	22
	保護者(本人の保護者を除く)からの情報	74	5	61	5
	地域の住民からの情報	2	2	2	1
	学校以外の関係機関(相談機関を含む)からの情報	3	1	4	0
	その他(匿名による投書など)	0	0	1	0
計		2,973	263	4,027	349

※神奈川県調査項目の原文のままです。

(6) いじめられた児童・生徒の相談の状況

項 目 (※)		30 年度		令和元年度	
		小学校	中学校	小学校	中学校
学級担任に相談した		2,549	194	3,323	296
学級担任以外の教職員に相談した (養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く)		240	73	484	111
養護教諭に相談した		41	19	76	17
スクールカウンセラー等の相談員に相談した		50	25	47	21
学校以外の相談機関に相談した(電話相談やメール等も含む)		35	4	24	6
保護者や家族等に相談した		930	86	1,102	157
友人に相談した		186	22	232	50
その他(地域の人など)に相談した		39	1	7	1
誰にも相談していない		83	3	46	4

※神奈川県調査項目の原文のままで、複数回答です。

(7) いじめの解消状況の推移(5年間)

小学校	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	R2.7.20
① 解消しているもの	520	969	1,414	2,136	2,944	3,937
② 一定の解消が図られたが、継続支援中	128					
③ 改善した件数(①+②)	648					
改善率 (③/認知件数×100)	98.0%					
解消率 (①/認知件数×100)		83.2%	73.5%	71.8%	73.1%	97.8%

中学校	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	R2.7.20
① 解消しているもの	128	212	217	234	286	338
② 一定の解消が図られたが、継続支援中	17					
③ 改善した件数(①+②)	145					
改善率 (③/認知件数×100)	98.6%					
解消率 (①/認知件数×100)		91.8%	85.8%	89.0%	81.9%	96.8%

小・中学校	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	R2.7.20
小学校で改善(解消)した件数	648	969	1,414	2,136	2,944	3,937
中学校で改善(解消)した件数	145	212	217	234	286	338
合 計	793	1,181	1,631	2,370	3,230	4,275
改善率 (合計/認知件数×100)	98.1%					
解消率 (①/認知件数×100)		84.6%	84.6%	75.0%	73.2%	97.7%

※「改善率」は、神奈川県定義によるものです。

※「解消したもの」「一定の解消が図られたが、継続支援中」とは、当該年度内で判断されたものです。

※平成28年度調査から「いじめが解消している」要件が示され、「一定の解消が図られたが、継続支援中」の回答項目が削除されるなど調査項目が変更されたため、「解消しているもの」が占める割合を「いじめ解消率」としました。

※R2.7.20の数字は、年度末時点のいじめの認知件数について、次年度の令和2年7月20日時点での解消率を示したものです。

「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為の解消：被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと：いじめに係る行為が止んでいるかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。(令和元年度神奈川県調査より)

(8) 学校におけるいじめ問題に対する日常の取組

項 目 (※)	30 年度		令和元年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校
職員会議等を通じて、いじめ問題について教職員間で共通理解を図った。	113	52	114	52
いじめの問題に関する校内研修を実施した。	113	52	114	52
道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	113	52	114	52
児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。	113	52	114	52
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	113	52	114	52
教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	113	52	114	52
学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民の理解を得るよう努めた。	113	52	114	52
PTAなど地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	46	31	51	28
いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	36	20	40	25
インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対応のための啓発活動を実施した。	113	52	114	52
学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	113	52	114	52
学校いじめ防止基本方針に定めているとおり、いじめ防止等のための組織を招集した。	113	52	114	52

※神奈川県の調査項目の原文のままで、複数回答です。

◆ 文部科学省における「いじめ」の定義等

「いじめ」とは、「児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係のある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの。」（いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）（以下「法」という）第 2 条第 1 項）をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

（注 1）個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、法が制定された趣旨を十分踏まえ、行為の対象となった者の立場に立つて行う。特に、いじめには多様な様態があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、定義のうち「心身の苦痛を感じているもの」との部分限定して解釈することのないようにすること。（例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。）

（注 2）「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童・生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童・生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童・生徒が有する何らかの人的関係を指す。

（注 3）「物理的な影響を与える行為」とは、身体的な影響を与える行為のほか、金品をたかたり、隠したり、嫌なことを無理矢理させたりすることなども含まれる。

（注 4）「行為」には、「仲間はずれ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含まれる。

（注 5）けんかやふざけ合い、暴力行為等であっても、背景にある事情の調査を行い、児童・生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

4. 川崎市立小・中学校における長期欠席の状況

(1) 理由別長期欠席者数の推移（5年間）

年度	小学校					中学校				
	長欠	病気	不登校	その他	不登校出現率	長欠	病気	不登校	その他	不登校出現率
27年度	724	192	293	239	4.1	1,243	162	980	101	33.4
28年度	730	189	378	163	5.2	1,417	171	1,116	130	38.2
29年度	763	214	430	119	5.9	1,477	195	1,242	40	42.4
30年度	932	232	529	171	7.2	1,593	203	1,338	52	46.2
元年度	1,009	158	700	151	9.4	1,616	187	1,389	40	47.6

※長欠＝病欠＋不登校＋その他

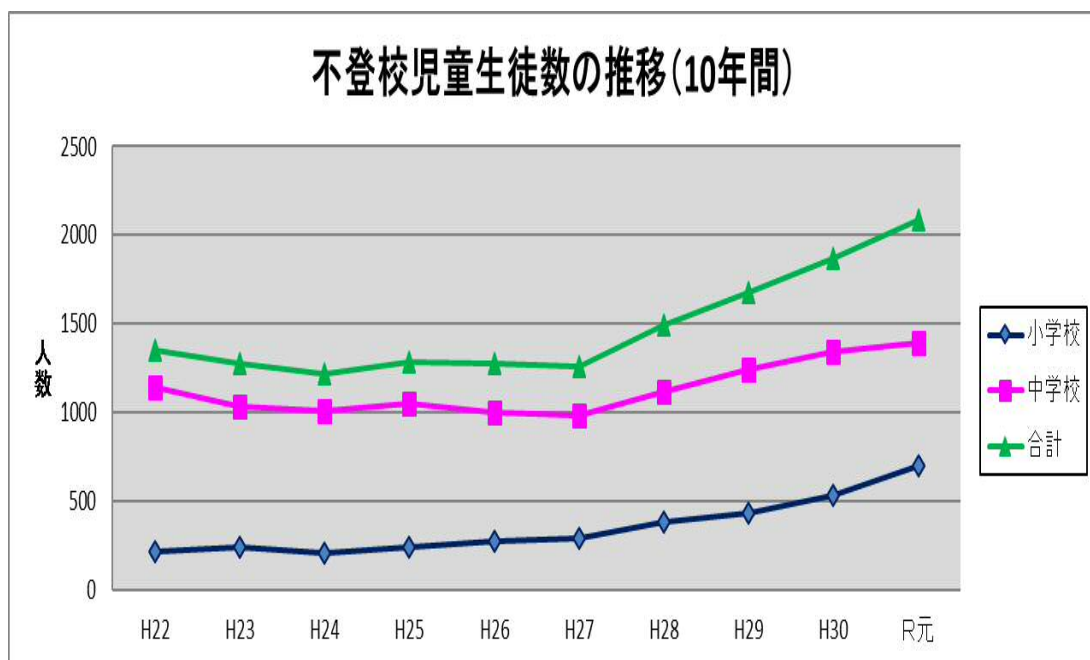
※不登校出現率は1,000人あたりの数（不登校者数÷全児童・生徒数×1000）

(2) 不登校児童生徒数の推移（5年間）

		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
小学校	人数	293	378	430	529	700
	1000人あたり	4.1	5.2	5.9	7.2	9.4
中学校	人数	980	1,116	1,242	1,338	1,389
	1000人あたり	33.4	38.2	42.4	46.2	47.6
計	人数	1,273	1,494	1,672	1,867	2,089
	1000人あたり	12.6	12.6	16.4	18.2	20.2

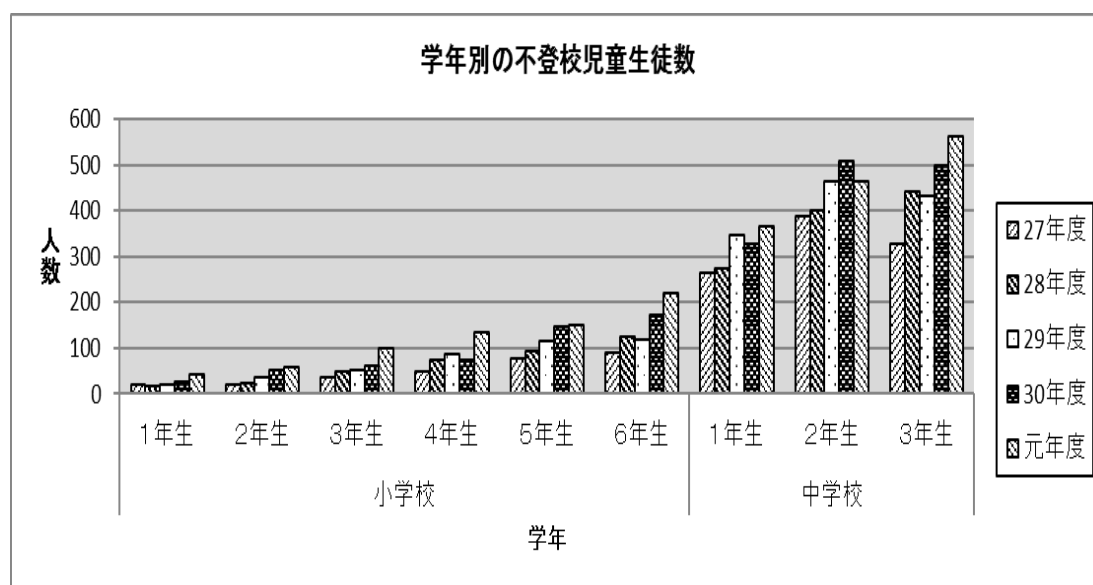
※「1000人あたり」とは、1000人あたりの出現数を表しています。

不登校の定義は、15ページをご覧ください。



(3) 学年別不登校児童生徒数の推移（5年間）

校種	学年	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
小学校	1年	21	18	21	26	41
	2年	20	22	37	51	57
	3年	35	48	51	60	99
	4年	50	74	86	74	133
	5年	77	92	116	146	151
	6年	90	124	119	171	219
	合計	293	378	430	529	700
中学校	1年	265	273	347	329	364
	2年	387	400	463	509	463
	3年	328	443	432	500	562
	合計	980	1,116	1,242	1,338	1,389



(4) 中学校入学後の不登校の増加状況の推移（5年間）

	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
中学1年生の不登校児童生徒数	265	273	347	329	364
前年度6年生時の不登校児童数	87	90	124	119	171
増加数（人）	178	183	223	210	193

(5) 不登校の要因と分類

		学校に係る状況								家庭に係る状況			本人に係る状況		左記の該当なし
		いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動・部活動への不適応	学校のきまり等をめぐる問題	入学、転編入学、進級時の不適応	家庭の生活環境の急激な変化	親子の関わり方	家庭内の不和	生活リズムの乱れ、遊び、非行	無気力、不安	
小学校	①主たるもの	1	38	13	17	1	0	7	2	17	93	15	53	426	17
	②主たるもの以外に当てはまるもの	2	40	19	92	3	0	14	10	13	97	13	42	76	2
中学校	①主たるもの	1	166	7	53	11	14	17	34	31	67	47	107	822	12
	②主たるもの以外に当てはまるもの	4	87	14	116	25	12	21	16	12	70	17	53	94	16

(6) 指導の結果、登校できるようになった児童生徒数の推移（5年間）

		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
小学校	児童数	120	143	130	184	205
	割合	41.0%	37.8%	30.2%	34.8%	29.3%
中学校	生徒数	289	303	240	327	272
	割合	29.5%	27.2%	19.3%	24.4%	19.6%
計	児童生徒数	409	446	370	511	477
	割合	32.1%	29.9%	22.1%	27.4%	22.8%

◆ 神奈川県調査による「長期欠席者」及び「不登校」の定義等

本調査において

「長期欠席者」とは、1年間に連続又は断続して30日以上欠席した児童・生徒をいう。

「長期欠席」の理由として、「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」に分類する。

また、欠席理由が二つ以上あるときは、主な理由を一つ選ぶ。

「病気」は「本人の心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席すること」をいう。（自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童・生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む。）

「経済的理由」は、「家計が苦しくて教育費が出せない、生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席すること」をいう。

「不登校」は「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、「病気」や「経済的な理由」による者を除く。）」をいう。

○「不登校」の具体例

- ・友人関係又は教職員との関係に課題を抱えているため登校しない（できない）。
- ・遊ぶためや非行グループに入っていることなどのため登校しない。
- ・無気力でなんとなく登校しない。迎えに行ったり強く催促したりすると登校するが長続きしない。
- ・登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない、漠然とした不安を訴え登校しないなど、不安を理由によって登校しない（できない）。

「その他」は上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席することをいう。

○「その他」の具体例

- ・保護者の教育に関する考え方、無理解・無関心、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している者
- ・外国での長期滞在、国内・外への旅行等のため、長期欠席している者
- ・連絡先が不明なまま長期欠席している者

神奈川県暴力行為、いじめ、長期欠席 地域別の状況（公立小・中学校）

1 暴力行為の発生件数〔地域別〕（中等教育学校（前期課程）を除く）

▲減少

	令和元年度				平成30年度				令和元、平成30年度比較			
	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり
横浜市	3,985	1,199	5,184	20.2	4,034	1,398	5,432	21.0	▲ 49	▲ 199	▲ 248	▲ 0.8
川崎市	129	227	356	3.4	123	194	317	3.1	6	33	39	0.3
相模原市	596	185	781	15.1	495	207	702	13.4	101	▲ 22	79	1.7
横須賀市	596	162	758	27.9	181	215	396	14.2	415	▲ 53	362	13.7
湘南三浦	572	290	862	11.2	325	289	614	7.9	247	1	248	3.3
県央	623	551	1,174	18.2	701	489	1,190	18.3	▲ 78	62	▲ 16	▲ 0.1
中	251	290	541	12.8	211	295	506	11.8	40	▲ 5	35	1.0
県西	192	238	430	18.2	100	190	290	12.0	92	48	140	6.2
神奈川県	6,944	3,142	10,086	15.6	6,170	3,277	9,447	14.5	774	▲ 135	639	1.1

2 いじめの認知件数〔地域別〕（中等教育学校（前期課程）を除く）

	令和元年度				平成30年度				令和元、30年度比較			
	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり
横浜市	4,365	1,265	5,630	21.9	4,123	1,423	5,546	21.5	242	▲ 158	84	0.4
川崎市	4,027	349	4,376	42.3	2,973	263	3,236	31.5	1,054	86	1,140	10.8
相模原市	1,349	348	1,697	32.7	1,400	384	1,784	34.1	▲ 51	▲ 36	▲ 87	▲ 1.4
横須賀市	997	180	1,177	43.3	860	181	1,041	37.3	137	▲ 1	136	6.0
湘南三浦	1,561	519	2,080	27.1	1,430	550	1,980	25.6	131	▲ 31	100	1.5
県央	3,677	675	4,352	67.6	3,109	611	3,720	57.2	568	64	632	10.4
中	5,615	979	6,594	155.7	5,070	754	5,824	135.4	545	225	770	20.3
県西	1,191	798	1,989	84.1	1,190	493	1,683	69.7	1	305	306	14.4
神奈川県	22,782	5,113	27,895	43.1	20,155	4,659	24,814	38.1	2,627	454	3,081	5.0

3 理由別長期欠席児童・生徒数〔地域別〕（中等教育学校（前期課程）を除く）

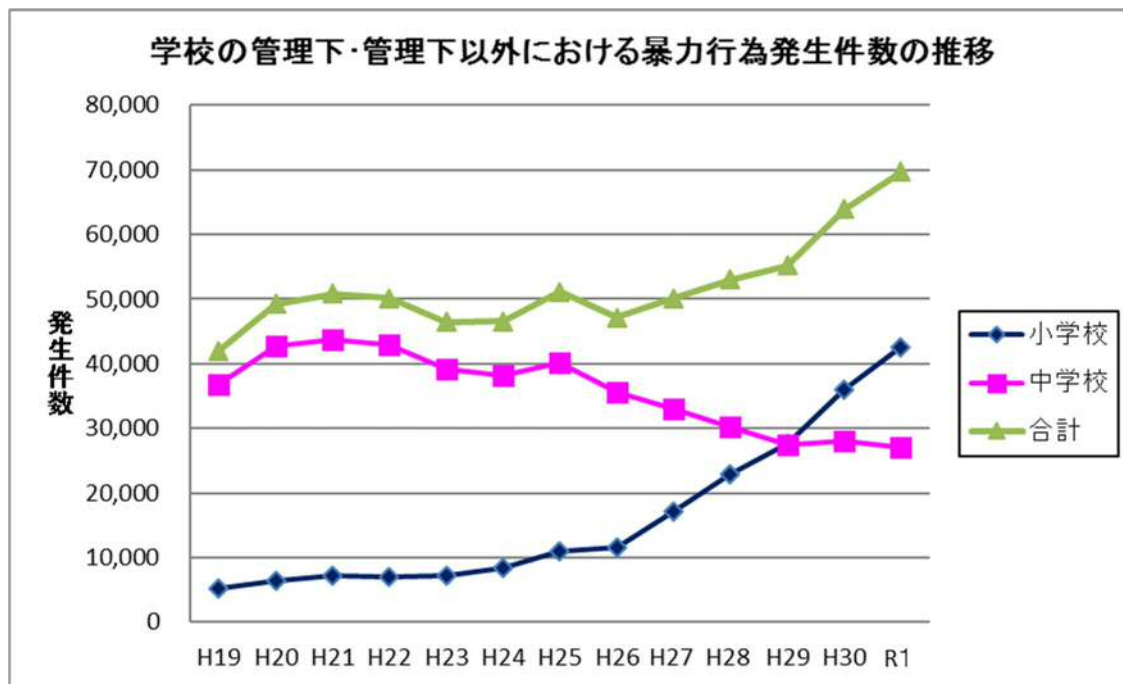
※は1,000人あたりの人数

		令和元年度 長期欠席					平成30年度 長期欠席					令和元年度、平成30年度比較 長期欠席				
		計	不登校	病気	経済的理由	その他	計	不登校	病気	経済的理由	その他	計	不登校	病気	経済的理由	その他
横浜市	小	2,630	2,070	278	0	282	2,548	1,659	534	0	355	82	411	▲ 256	0	▲ 73
	中	4,156	3,782	281	0	93	3,828	3,319	375	0	134	328	463	▲ 94	0	▲ 41
	合計	6,786	5,852	559	0	375	6,376	4,978	909	0	489	410	874	▲ 350	0	▲ 114
	※	26.6	22.9				24.7	19.3				1.9	3.6			
川崎市	小	1,009	700	158	0	151	932	529	232	0	171	77	171	▲ 74	0	▲ 20
	中	1,616	1,389	187	0	40	1,593	1,338	203	0	52	23	51	▲ 16	0	▲ 12
	合計	2,625	2,089	345	0	191	2,525	1,867	435	0	223	100	222	▲ 90	0	▲ 32
	※	25.3	20.2				24.6	18.2				0.8	2.0			
相模原市	小	451	302	75	0	74	421	247	96	0	78	30	55	▲ 21	0	▲ 4
	中	913	825	74	0	14	916	833	71	0	12	▲ 3	▲ 8	3	0	2
	合計	1,364	1,127	149	0	88	1,337	1,080	167	0	90	27	47	▲ 18	0	▲ 2
	※	26.3	21.7				25.6	20.6				0.7	1.1			
横須賀市	小	409	228	82	0	99	302	189	68	0	45	107	39	14	0	54
	中	704	567	92	0	45	685	585	68	1	31	19	▲ 18	24	▲ 1	14
	合計	1,113	795	174	0	144	987	774	136	1	76	126	21	38	▲ 1	68
	※	41.0	29.3				35.4	27.8				5.6	1.5			
湘南三浦	小	950	441	210	0	299	862	386	240	0	236	88	55	▲ 30	0	63
	中	1,319	1,000	245	0	74	1,190	914	209	0	67	129	86	36	0	7
	合計	2,269	1,441	455	0	373	2,052	1,300	449	0	303	217	141	6	0	70
	※	29.5	18.7				26.5	16.8				3.0	1.9			
県央	小	851	430	255	0	166	837	371	312	1	153	14	59	▲ 57	▲ 1	13
	中	1,286	1,112	137	1	36	1,242	971	231	0	40	44	141	▲ 94	1	▲ 4
	合計	2,137	1,542	392	1	202	2,079	1,342	543	1	193	58	200	▲ 151	0	9
	※	33.2	23.9				32.0	20.6				1.2	3.3			
中	小	517	241	206	0	70	524	211	256	0	57	▲ 7	30	▲ 50	0	13
	中	741	530	196	0	15	747	513	212	0	22	▲ 6	17	▲ 16	0	▲ 7
	合計	1,258	771	402	0	85	1,271	724	468	0	79	▲ 13	47	▲ 66	0	6
	※	29.7	18.2				29.6	16.8				0.2	1.4			
県西	小	316	166	100	0	50	307	147	107	0	53	9	19	▲ 7	0	▲ 3
	中	430	324	82	0	24	457	355	80	0	22	▲ 27	▲ 31	2	0	2
	合計	746	490	182	0	74	764	502	187	0	75	▲ 18	▲ 12	▲ 5	0	▲ 1
	※	31.5	20.7				31.6	20.8				▲ 0.1	▲ 0.1			
神奈川県	小	7,133	4,578	1,364	0	1,191	6,733	3,739	1,845	1	1,148	400	839	▲ 481	▲ 1	43
	中	11,165	9,529	1,294	1	341	10,658	8,828	1,449	1	380	507	701	▲ 155	0	▲ 39
	合計	18,298	14,107	2,658	1	1,532	17,391	12,567	3,294	2	1,528	907	1,540	▲ 636	▲ 1	4
	※	28.4	21.9				26.7	19.3				1.6	2.6			

湘南三浦地域	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、葉山町、寒川町
県央地域	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
中地域	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
県西地域	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町 小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町

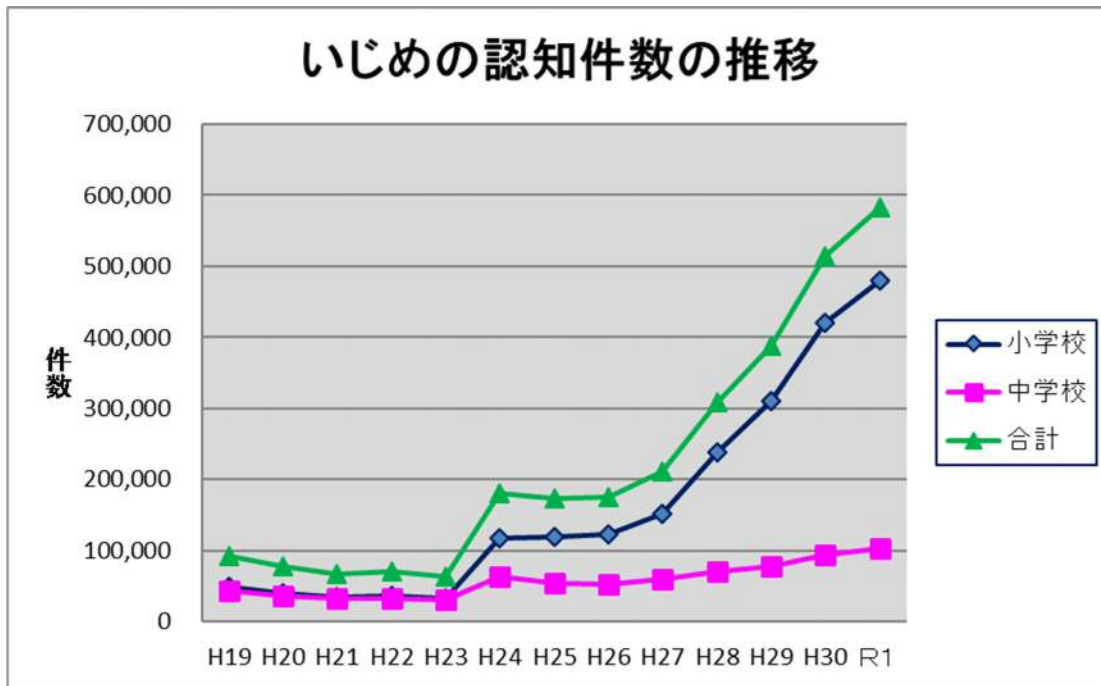
国の暴力行為、いじめ、不登校の状況

1 小・中学校における暴力行為の状況について



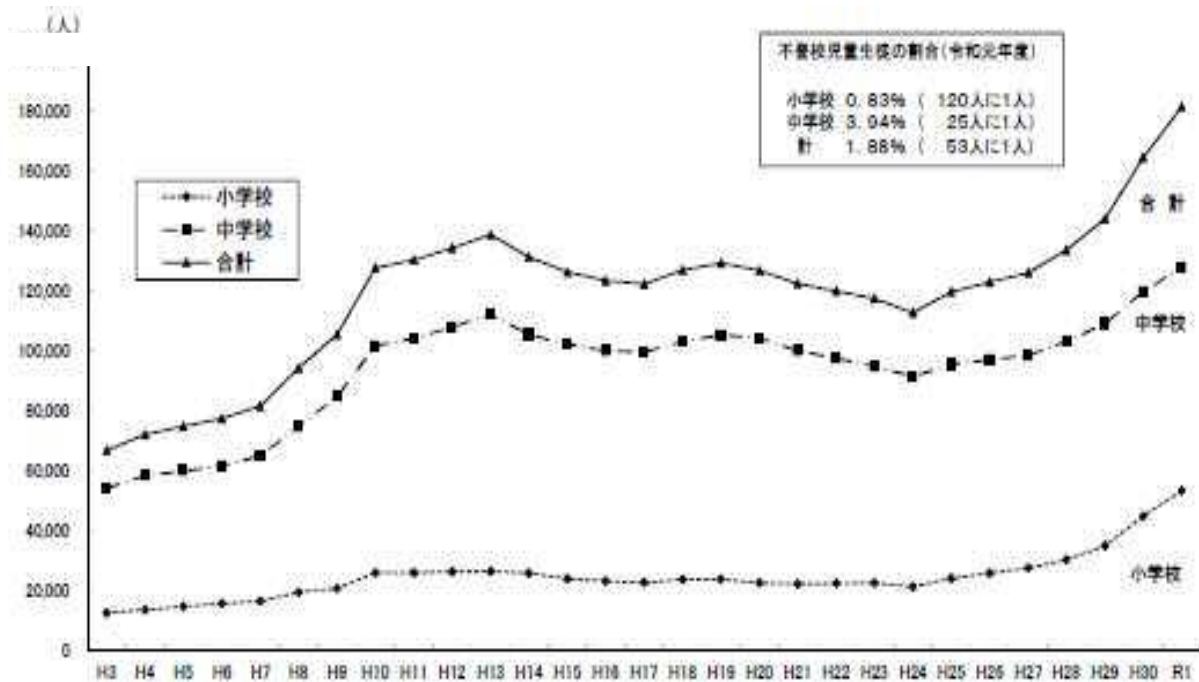
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
小学校	5,214	6,484	7,115	7,092	7,175	8,296	10,896	11,472	17,078	22,847	27,696	35,910	42,548
中学校	36,803	42,754	43,715	42,987	39,251	38,218	40,246	35,683	33,073	30,148	27,511	28,062	27,120
合計	42,017	49,238	50,830	50,079	46,426	46,514	51,142	47,155	50,151	52,995	55,207	63,972	69,668

2 小・中学校におけるいじめの状況について



	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
小学校	48,896	40,807	34,766	36,909	33,124	117,384	118,748	122,734	151,692	237,921	311,322	421,116	479,447
中学校	43,505	36,795	32,111	33,323	30,749	63,634	55,248	52,971	59,502	71,309	77,137	93,921	102,738
合計	92,401	77,602	66,877	70,232	63,873	181,018	173,996	175,705	211,194	309,230	388,459	515,037	582,185

3 小・中学校における不登校の状況について



令和元年度 川崎市立小・中学校における
児童生徒の問題行動・不登校等の状況調査結果

令和2（2020）年11月17日

川崎市教育委員会事務局

学校教育部 指導課

電話 044-200-3318